

「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」

＜ 評価・監視結果に基づく勧告 ＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として
合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

概 略

背景

- 中心市街地は、居住、商業、業務等の都市機能を担ってきたが、人口の減少や都市機能の空洞化が進行
- 中心市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するため、中心市街地活性化法(注)が制定。この法律に則って、市町村が策定した中心市街地活性化の基本計画に定められた事業に対して、国庫補助金等による支援を実施
- 中心市街地を取り巻く環境はますます厳しくなっており、その活性化を図るための施策の効果的な実施が課題

(注) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)

この行政評価・監視は、関係行政機関や138市町村()を対象に、基本計画の作成状況、事業の実施状況等を調査(管区行政評価局・事務所の全国調査網を活用)

平成15年度末までに593市町村(全国)が基本計画を作成。今回、20都道府県において13年度末までに基本計画を作成した市町村の中から138市町を抽出

行政評価・監視結果の概要

第1 中心市街地の活性化の状況

統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町村は少ない状況

第2 次の改善事項を勧告

- | | |
|--------------|--|
| 1 基本計画の的確な作成 | 数値目標設定の有効性や中心市街地の区域設定の要件について具体的内容を明示すること。 |
| 2 事業の着実な実施 | 民間連携のための体制整備やTMO構想の速やかな策定の有効性について具体的内容を明示すること。 |
| 3 基本計画の見直し | 事業の進ちょく状況等の定期的把握や基本計画の見直しの必要性について具体的内容を明示すること。 |
| 4 基本計画の的確な評価 | 優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容を的確に評価すること。 |

勧告先：総務省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

勧告日：平成16年9月15日

第1 中心市街地の活性化の状況

現状・実態

5つの統計指標の基本計画作成前後の動向(注1)等から、138市町のうち121市町(注2)における中心市街地の活性化の状況を把握・分析

(注)1 居住機能を表す「人口」については、平成9年と15年を比較
商業機能を表す「商店数」「年間商品販売額」については、平成9年と14年を比較
業務機能を表す「事業所数」「事業所従業者数」については、平成8年と13年を比較

(注)2 5つの統計指標の基本計画作成前後の動向が把握可能である平成12年度以前に基本計画を作成した121市町について把握・分析

いずれの統計指標をみても、中心市街地の数値が減少している市町が大半

- ・ 人口 : 69% (84市町) が減少
- ・ 商店数 : 93% (111市町) が減少
- ・ 年間商品販売額 : 94% (113市町) が減少
- ・ 事業所数 : 93% (112市町) が減少
- ・ 事業所従業者数 : 83% (100市町) が減少

これらの統計指標に係る市町全体の数値に占める中心市街地の割合(占有率)が低下している市町が大半

- ・ 人口 : 72% (87市町) が低下
- ・ 商店数 : 80% (96市町) が低下
- ・ 年間商品販売額 : 88% (105市町) が低下
- ・ 事業所数 : 86% (103市町) が低下
- ・ 事業所従業者数 : 73% (87市町) が低下

人口、年間商品販売額及び事業所数の3つを合わせると、中心市街地の割合(占有率)が低下している市町が多数

- ・ 3指標とも低下 : 61% (72市町)
- ・ 1指標のみ上昇 : 27% (32市町)
- ・ 2指標のみ上昇 : 10% (12市町)
- ・ 3指標とも上昇 : 2% (2市)

中心市街地が「活性化していない」と認識している市町が59% (71市町)

統計指標の動向等から判断すると

中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない状況

第2 - 1 基本計画の的確な作成

制度・仕組み

市町村は、中心市街地活性化法及び基本方針(注)に基づき、次の事項等を定める「基本計画」を作成。これは、市町村で中心市街地活性化を進める上で根幹となるもの

中心市街地活性化の目標
基本方針では、できる限り具体的かつ明確な目標を設定することが重要とされている。

中心市街地の区域
基本方針では、都市機能が相当程度集積しているなどの要件を満たすこと、また、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能な広さとする事とされている。

(注)総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が、中心市街地活性化法に基づき、平成10年7月に策定した「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本方針」



現状・実態

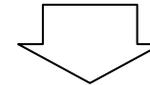
基本方針では、数値目標の設定やその指標などについて、具体的には示されていない。

人口、年間商品販売額等の「数値目標」を設定している市町は、10%^(14市町)と少ない。

基本方針では、商業等の集積程度、事業実施範囲と「区域」面積の関係などについて、具体的には示されていない。

中心市街地の「区域」をみると、次のような例あり

- ・ 新たな都市拠点を含めているため競合により旧市街地の活性化に支障のおそれがあるとしているもの
- ・ 2つの駅の周辺を区域としながら一方の駅周辺では事業の計画がないなど、区域として設定する必要性が乏しい地域を含んでいるもの
- ・ 商店が点在し、商業統計の対象となる商店街が存在しないもの



勧告要旨

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省(4省)は、次の事項に係る基本方針の考え方について、具体的内容を明示すること。

基本計画における数値目標設定の有効性及び数値目標として掲げる指標

中心市街地の区域設定に当たっての要件

第2 - 2 事業の着実な実施

制度・仕組み

事業の推進体制
基本方針では、市町村における推進体制に加え、必要に応じ民間事業者も含めた連携のための推進体制の整備に努めることとされている。



現状・実態

基本方針では、民間連携のための推進体制整備の有効性について、具体的には示されていない。

市町村における推進体制と民間連携のための推進体制の整備状況
・ 両方とも整備 : 29% (40市町)、両方とも未整備 : 28% (39市町)

これらの短期事業^(注)着手率をみると、両方とも整備しているものに対し、両方とも整備していないものは20ポイント低い(59% : 38%)

(注) 短期事業 : 基本計画において、おおむね5年以内に着手することとされた事業

TMO構想
中心市街地の商店街等を一体として捉えて、テナント配置やソフト事業等を推進する構想(TMO構想)を商工会等が策定し、市町村が認定。この認定を受けたものがTMO^(注)として、事業を推進する主体となる。
基本方針では、TMO構想の趣旨等について言及されている。

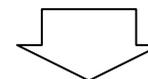


基本方針では、TMO構想の策定に着手する時期について、具体的には示されていない。

構想が未認定 : 27% (37市町)、認定まで2年以上の長期 : 17% (23市町)

TMO構想の認定の有無によりTMOが事業主体となる短期事業着手率に2倍の較差(53% : 28%)

(注) TMO : Town Management Organizationの略



勧告要旨

4省は、次の事項の有効性に係る基本方針の考え方について、具体的内容を明示すること。

市町村における推進体制だけではなく、民間連携のための推進体制も併せて整備

基本計画作成・変更段階の早い時期から商工会等がTMO構想の策定に着手し、速やかに策定

第2 - 3 基本計画の見直し

制度・仕組み

- 基本方針では、市町村は、基本計画の変更を適切な時期に行うことが望ましいとされている。

現状・実態

事業の進ちょく状況を把握している市町は、70% (96市町) にすぎない。
基本計画の目標の達成状況を把握している市町は、13% (18市町) と少ない。
社会経済情勢の変化等に応じた全般的な見直しを行っている市町は、6% (8市) と少ない。

勧告要旨

4省は、事業の進ちょく状況等の定期的な把握やそれを踏まえた基本計画の見直しを行うことの必要性に係る基本方針の考え方について、具体的内容を明示すること。

第2 - 4 基本計画の的確な評価

制度・仕組み

- 基本方針では、国は、基本計画の内容を、独自性、先進性、熟度等の観点から評価し、総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援することとされている。

現状・実態

国による基本計画の評価状況をみると、的確な評価が行われているとは認められない状況
〔個々の事業に対する支援の有無は整理されているものの、基本計画の評価の結果はとりまとめられていない。〕
活性化の観点から不十分と認められる基本計画の事業に対しても、国庫補助金が交付されている場合あり

勧告要旨

4省は、関係省庁連絡協議会等を活用して優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容や的確な見直しが行われたか否かについての的確に評価すること。

その他の勧告事項

基本計画の作成に当たって、人口等の基礎データや地域住民・商業関係者のニーズを的確に把握・分析することの必要性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。(4省)
国庫補助事業について、活性化効果や施設利用の見込みを審査する仕組みを整備し、厳正な採択審査を行うこと。
(総務省、経済産業省)